

川根本町感震ブレーカー等設置推進事業
補助金申請の手引き

令和8年4月

目次

1 川根本町感震ブレーカー等設置事業費補助金について	…	1
2 補助金の対象機器及び補助金額	……………	2
3 補助金手続きの流れ	……………	2
4 提出書類について	……………	3
5 記入例【交付申請】	……………	4
<1> 交付申請書（様式第1号）		
<2> 事業計画書（様式第2号）		
<3> 収支予算書（様式第3号）		
6 記入例【実績報告】	……………	7
<1> 実績報告書（様式第5号）		
<2> 事業実績報告書（様式第2号）		
<3> 収支決算書（様式第3号）		

1.川根本町感震ブレーカー等設置事業費補助金について

【目的】

地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止し、被害の減少を図ること

【補助対象者】

- ①町内に住所を有し、かつ、居住している者
(賃貸目的の集合住宅への設置は、当該住宅の居住者に限る)
- ②町内に住宅を新築する予定のもの
(戸建てに限る)

【申請期間】

- ・令和8年4月1日～令和9年1月 29 日まで
- ※予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。

【申請受付】

- ・川根本町役場 危機管理課
- ※郵送、メールでの提出も可

川根本町役場 危機管理課

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

TEL:0547(56)2237 / FAX:0547(56)2235

E-mail:kiki@town.kawanehon.lg.jp

2.補助金の対象機器及び補助金額

○対象機器 以下の条件全てを満たすもの

- ・一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する機能を有するもの
 - ・一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの又は、一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの
- ※必ず、取付には電気工事が必要です。

○補助金額

申請者	補助額	上限
一般	購入及び設置工事費の3分の2以内 (1,000円未満は切り捨て)	5万円 (新築の場合は1万円)
特例世帯	購入及び設置工事費の10分の10以内 (1,000円未満は切り捨て)	10万円 (新築の場合は1万5000円)

《特例世帯とは》

- ・要介護度 3以上の認定を受けた方がいる世帯
- ・身体障害者手帳(4級以上)の交付を受けた方がいる世帯
- ・精神障害者手帳(3級以上)の交付を受けた方がいる世帯
- ・療育手帳の交付を受けた方がいる世帯

3.補助金手続きの流れ

申請者		町
1.申請書提出	→	2.受理、審査
4.決定通知書受領後、発注	←	3.交付決定
5.工事完了後、実績報告書提出	→	6.受理、審査
8.確定通知書受領	←	7.交付確定
9.請求書提出	→	10.審査後、口座振込

(注意)工事の発注は、交付決定通知受領後に行ってください。

4.提出書類について

【申請書類】

- ①申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④見積書の写し ※工事業者発行のもの
- ⑤(特例世帯の場合)証明する書類の写し

【実績報告】

実績報告は、工事完了日から **10 日以内**に提出をお願いします。

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②事業実績報告書（様式第2号）
- ③収支決算書（様式第3号）
- ④領収書の写し ※工事業者発行のもの

【請求書】

請求書は、確定通知受領後 **10 日以内**に提出をお願いします。

- ①請求書（様式第6号）
- ②口座振替依頼書（申請後、必要に応じて提出）

【その他(変更申請)】

申請内容の変更、又は事業を中止する場合には、下記の書類を提出してください。

- ①変更承認申請書（様式第4号）
- ②変更事業計画書（様式第2号）
- ③変更収支予算書（様式第3号）